

日時 令和5年5月25日(木)
午後2時から4時まで
場所 松本市勤労者福祉センター 2-2会議室

第4回松本市動物愛護管理推進懇談会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 懇 談

基本方針(案)の確認

ア 第3回懇談会の振り返り

イ 基本方針(案)の修正

ウ 基本方針策定の流れ

猫の不妊去勢手術費の補助金

ア 地域猫活動における補助金の拡充

イ 多頭飼育問題対応における補助金の新設

ペットの災害対策

ア 「ペットの災害対策ガイド」による啓発

4 事務連絡

5 閉 会

第4回 松本市動物愛護管理推進懇談会 出席者名簿

【委員】

(50音順)

		所 属	氏 名
1	委員長	成城大学 法学部 教授	うちこし あやこ 打越 綾子
2	委員	未来ビジネスカレッジ講師 長野県家庭犬インストラクター トリマー	きたむら りえこ 北村 理恵子
3	委員	一般社団法人ゆめまる HAPPY隊 代表	くにもと かずや 国本 和哉
4	委員	国立大学法人信州大学 農学部 准教授	たけだ けんいち 竹田 謙一
5	委員	一般社団法人もふもふ堂 代表理事	とどりき しげよし 等々力 茂義
6	委員	学校法人未来学舎 専門学校未来ビジネスカレッジ ペットビジネス学部 学部長	ふくざわ みゆき 福澤 美雪
7	委員	長野県動物愛護会 松塩筑支部 支部長	ふるはた ひろお 降旗 弘雄

(欠席)

		所 属	氏 名
	委員	一般社団法人長野県獣医師会 松筑支部 支部長	とうじょう ひろゆき 東 條 博之

【オブザーバー】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課	乳肉・動物衛生係長	おいかわ えつこ 及川 悦子

【事務局】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	松本市保健所 食品・生活衛生課	課長	おおわ しんいち 大和 真一
2	松本市保健所 食品・生活衛生課	乳肉・動物衛生担当係長	はんだ やえ 半田 八重
3	松本市保健所 食品・生活衛生課	主査	ひらの みちこ 平野 路子
4	松本市保健所 食品・生活衛生課	主査	よしいけ ゆうじ 吉池 祐司

第4回 松本市動物愛護管理推進懇談会

資 料

令和5年5月25日(木)
松本市保健所 食品・生活衛生課

懇談会のスケジュール

R 4 年度

月	回	内容
5	第 1 回	現状と課題、重点施策の共有
8	第 2 回	基本方針（案）の検討（ 1 回目 ）
1 1	第 3 回	基本方針（案）の検討（ 2 回目 ）

R 5 年度

月	回	内容
5	第 4 回	基本方針（案）の検討（ 3 回目 ） 市の取組みに関する意見交換
6 月以降		庁内手続き等を経て、R 5 年度中に策定
1 1	第 5 回	市の取組みに関する意見交換



本日の懇談会

1 基本方針（案）の確認

第3回懇談会の振り返り

基本方針（案）の修正

基本方針策定の流れ

2 猫の不妊去勢手術費の補助金

地域猫活動における補助金の拡充

多頭飼育問題対応における補助金の新設

3 ペットの災害対策

「ペットの災害対策ガイド」による啓発

1 基本方針（案）の確認

1-1 第3回懇談会の振り返り

委員の主なご意見の紹介

<対象動物>

- ・ 私たちが生活する上で、多くの動物が関わっているところから話が始まり犬猫に関する項目に入っていくと自然ではないか。

<猫問題の「正しい扱い方」の用語>

- ・ 「正しい」より「責任ある」という言葉の方が意味として大事
「飼い主のいない猫への責任ある関わり方」に修正

<災害対策>

- ・ 県、県獣医師会、県動物愛護会の三者の協定に関する記載があると、市民は少し安心感があるのではないか。
- ・ 市とボランティア団体と協定を結ぶことはできないのか。
- ・ 第二種動物取扱業者の民間シェルターが被災者となった場合にどう対応するのか。逆に、サポートしてくれる存在にもなる。

1-1 第3回懇談会の振り返り

委員の主なご意見の紹介

< 動物取扱業者への対応 >

- ・ 多様な関係者との連携の仕組みを入れた方がいい。
(獣医師との連携、民間人からの通報対応、業界団体の育成)

< 市の取組体制の構築 >

- ・ 人材育成については、教育機関や研究機関が関わることができる。
また、獣医師会や動物愛護推進員にお願いすることもできる。
- ・ 動物愛護センターができれば、子どもを対象にした学びを展開したい。
- ・ センターというハコモノがあり、そこで活躍できる場があるとありがたい。

< 補足 >

- ・ 動物愛護管理法やアニマルウェルフェアの言葉の傘のかけ方を明確に意識してもらいたい。
- ・ 展示動物については、動物の保護や絶滅危惧というより、教育的役割をを考えていく方がいい。

1 - 2 基本方針（案）の修正

A 3 サイズの別紙をご覧ください

1 - 3 基本方針策定の流れ

(1) 検討結果の報告（6～8月）

基本方針について懇談会で検討した結果を、市に報告するもの

6月：事務局が検討結果報告書を作成し、委員の皆さんに確認依頼

7～8月：市に報告書を提出

(2) 市及び市議会での協議（8～10月）

基本方針の策定に向けた手続きを行うもの

8～9月：基本方針（案）を庁内及び市議会での協議

9～10月：基本方針の公表

2 猫の不妊去勢手術費の補助金

2 - 1 地域猫活動における補助金の拡充

基本方針(案)の位置付け：猫問題への対策

(1) 主な変更点

	R 4	R 5
交付対象者	市の指定する団体	市の登録を受けた団体
予算規模	メス69頭、オス89頭、計158頭	メス・オス計約180頭を想定

(2) 補助金の概要

対象の猫	市の登録を受けた団体が管理する地域猫
対象経費	市内の動物病院で実施する不妊・去勢手術費
補助額	メス猫（不妊手術）： 上限 16,500円 オス猫（去勢手術）： 上限 8,800円

(3) R5 . 4月末時点の状況

登録団体数：7団体

地域猫頭数：106頭

手術頭数：メス46頭、オス24頭、計70頭

(4) 今後の取組み

市民への地域猫活動の周知

- ・飼い主のいない猫が与えられた命を全うでき、地域住民の生活環境被害を減少させていくための手段として、地域猫活動がある。
- ・地域猫活動の推進に市民の理解を求めていくため、ホームページやSNS、広報紙などを通じた周知を行う。

登録団体への正しい活動方法の啓発

- ・団体からの活動報告などを通じて、登録団体と情報交換を行い、適切なえさやりやトイレの管理方法の助言を行う。

補助金の効果検証

- ・地域猫活動と、屋外にいる猫による生活環境被害の苦情件数や、路上死亡の猫の頭数との関係性を、地区別に分析する。

2-2 多頭飼育問題対応における 補助金の新設

基本方針(案)の位置付け：多頭飼育問題への対策

(1) 補助金の概要

交付対象者	第二種動物取扱業者（動物ボランティア団体等）
対象の猫	当問題への対応において、法第35条に基づく動物の引取りで、第二種動物取扱業者が引き取った猫
対象経費	市内の動物病院で実施する不妊・去勢手術費
補助額	メス猫（不妊手術）： 上限 16,500円 オス猫（去勢手術）： 上限 8,800円
R5予算規模	メス・オス計約50頭を想定

(2) R4年度の多頭飼育問題への対応状況

対応件数：13件、動物の引取り頭数：犬0頭、猫3頭

3 ペットの災害対策

3 「ペットの災害対策ガイド」による啓発

基本方針(案)の位置付け：災害対策

(1) 配布先

- ・ 35地区の地域づくりセンター（支所・出張所・公民館）
- ・ 危機管理課（市役所）
- ・ 松本市保健所（県松本合同庁舎）

(2) ホームページ掲載・SNS配信

- ・ 市ホームページ「ペットの災害対策」のページに掲載
- ・ R5.4月にLINE、Twitterにて配信

(3) 今後の取組み

飼い主の「自助」の力を高める周知啓発

- ・ 9月1日、1月17日、3月11日など、防災意識が高まる機会を捉えて、飼い主の災害対応力を高められるよう、様々な媒体を活用した周知啓発に取り組む。

事務連絡

1 今年度の主な予定

時 期	予 定
4月～	地域猫の不妊去勢手術費の補助金 受付開始
4月10日～ 5月27日	狂犬病予防注射の集合注射 全46回
6月	動物の正しい飼い方普及月間 県事業への協力
8月下旬	市総合防災訓練（奈川地区）
9月20日～ 9月26日	動物愛護週間

2 議事録の確認のお願い

- ・後日、本日の議事録を松本市ホームページに掲載します。
- ・委員の皆様は、議事録（案）を郵送またはメールでお送りしますので、ご確認をお願いします。

3 第5回懇談会の日程について

- ・11月に第5回懇談会の開催を予定します。
- ・10月上旬を目途に、委員の皆様は日程をご連絡します。

修正前（令和5年1月）	修正後（第4回懇談会）	基本方針
<p>第1 基本方針の概要</p> <p>1 策定の背景と経緯</p> <p>2 方針の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令、県の条例と計画、市の総合計画との関連を図示 <p>3 対象動物</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針の本編では「伴侶動物」とする。 <p>4 検証・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 法改正や県計画との関連を見据え、5年ごとの見直しとする。 	<p>第1 基本方針の概要</p> <p>1 策定の背景と経緯</p> <p>2 方針の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令、県の条例と計画、市の総合計画との関連を図示 <p>3 対象動物 言い回し、用語等を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針の本編では「伴侶動物」とする。 <p>4 検証・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 法改正や県計画との関連を見据え、5年ごとの見直しとする。 	<p>1 ページ</p> <p>2 ページ</p> <p>3 ページ</p> <p>3 ページ</p>
<p>第2 動物愛護管理施策の推進に向けて</p> <p>1 基本理念</p> <p>すべての市民は、「動物は命あるもの」であることを認識し、動物の尊厳を守るため、相互の理解を深めていきます</p> <p>すべての動物の飼い主は、「動物を飼うこと責任」を果たすため、動物を適正に管理し、人の生命や地域の生活環境などへの危害を防ぐよう努めます</p> <p>2 基本的な考え方</p> <p>県の条例及び計画に沿った施策の推進</p> <p>松本市の特色を踏まえた施策の推進</p> <p>関係機関や団体等との連携・協働による施策の推進</p> <p>3 推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関や団体、市民や飼い主との関係を図示 	<p>第2 動物愛護管理施策の推進に向けて</p> <p>1 基本理念</p> <p>すべての市民は、「動物は命あるもの」であることを認識し、動物の尊厳を守るため、相互の理解を深めていきます</p> <p>すべての動物の飼い主は、「動物を飼うこと責任」を果たすため、動物を適正に管理し、人の生命や地域の生活環境などへの危害を防ぐよう努めます</p> <p>2 基本的な考え方 順番の変更、市の特色について詳細を記載</p> <p>松本市の特色を 生かして 施策を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色1 地区・町会の自治力 特色2 動物愛護団体等の実績 特色3 市民に身近な保健所 <p>関係機関や団体との連携・協働により施策を推進します</p> <p>県の条例及び計画に沿って施策を推進します</p> <p>3 推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関や団体、市民や飼い主との関係を図示 	<p>4 ページ</p> <p>5 ページ</p> <p>6 ページ</p>
<p>第3 取組方針</p> <p>1 普及啓発活動</p> <p>対象者に応じて、様々な伝達手段を活用した普及啓発を進めます</p> <p>動物関係者との更なる連携により、共通認識を持って普及啓発を行います</p> <p>地域で活躍できる普及啓発の担い手を育成していきます</p>	<p>第3 取組方針</p> <p>1 普及啓発活動</p> <p>対象者に応じて、様々な伝達手段を活用した普及啓発を進めます</p> <p>動物関係者との更なる連携により、共通認識を持って普及啓発を行います</p> <p>地域で活躍できる普及啓発の担い手を育成していきます</p>	<p>7 ページ</p> <p>8,9 ページ</p>
<p>2 猫問題への対策</p> <p>猫の飼い主に向けて、猫の習性を踏まえた正しい飼い方を周知します</p> <p>飼い主のいない猫の減少を目指して、地域猫活動を推進します</p> <p>飼い主のいない猫への責任ある関わり方について理解を求めていきます</p>	<p>2 猫問題への対策</p> <p>猫の飼い主に向けて、猫の習性を踏まえた正しい飼い方を周知します</p> <p>飼い主のいない猫の減少を目指して、地域猫活動を推進します</p> <p>飼い主のいない猫への責任ある関わり方について理解を求めていきます</p>	<p>10,11 ページ</p>

【ウラ】

基本方針（案）の新旧対照表

<赤字：追記、青字：修正>

修正前（令和5年1月）	修正後（第4回懇談会）	基本方針
<p>3 多頭飼育問題への対策</p> <p>「人」と「動物」双方の問題と捉え、多分野の関係者との連携・協働により取り組みます 保健所とボランティアが互いに強みを発揮し、協力し合い対応します 飼い主の精神面への影響に配慮しながら、問題の解決に取り組みます</p>	<p>3 多頭飼育問題への対策</p> <p>「人」と「動物」双方の問題と捉え、多分野の関係者との連携・協働により取り組みます 保健所とボランティアが互いに強みを発揮し、協力し合い対応します 飼い主の精神面への影響に配慮しながら、問題の解決に取り組みます</p>	<p>12,13 ページ</p>
<p>4 災害対策</p> <p>日頃の備えの周知と、避難所におけるペットの受入体制づくりへの支援を進めます 動物関係者との協働により、飼い主とペットの支援体制を構築します 被災したペットを救護するため、シェルター機能の整備を検討します</p>	<p>4 災害対策 協定について記載</p> <p>日頃の備えや災害発生時の対応など、飼い主の自助力を高めるための啓発を進めます 地域住民や動物関係者の共助の体制づくりを支援します 被災したペットを救護するため、シェルター機能の整備を検討します</p> <p>・「自助」、「共助」、「公助」の視点で分類</p> <p>・災害を乗り越える力を養う</p> <p>・避難所の受入体制の構築支援、防災訓練、研修会等</p>	<p>14,15 ページ</p>
<p>5 動物取扱業者への対応</p> <p>事業者の特徴を踏まえ、法令等に基づき厳正かつ的確な監視指導を行います 動物の適正な管理に向けて、事業者や獣医師などとの情報共有を図ります</p>	<p>5 動物取扱業者への対応</p> <p>事業者の特徴を踏まえ、法令等に基づき厳正かつ的確な監視指導を行います 事業者が動物を適正に管理できるよう、更なる情報共有を図ります 事業所の利用者や関係者などの相談や情報提供に迅速に対応します</p> <p>・講習会を通じた、法改正や飼養方法等の情報提供</p> <p>・虐待疑い事案への早期対応</p>	<p>16,17 ページ</p>
<p>6 取組体制の構築</p> <p>将来を見据えながら、市職員の適正な配置と資質の向上に取り組みます 時代の変化に対応していくため、動物愛護管理センター機能の充実に向けた検討を始めます</p>	<p>6 市の取組体制の構築</p> <p>将来を見据えながら、市職員の適正な配置と資質の向上に取り組みます 時代の変化に対応していくため、動物愛護管理センター機能のあり方を検討します</p> <p>・動物の愛護と管理の拠点としての役割を検討</p>	<p>18,19 ページ</p>
<p>補足</p> <p>1 展示動物（動物園やペットショップの動物） 2 産業動物（牛や豚などの家畜） 3 実験動物（教育・研究施設の動物）</p>	<p>補足 言い回し、用語等を修正</p> <p>1 展示動物（動物園やペットショップの動物） 2 産業動物（牛や豚などの家畜） 3 実験動物（教育・研究施設の動物）</p>	<p>20 ページ</p>
<p>資料</p> <p>統計資料等</p>	<p>資料</p> <p>統計資料等 令和4年度の数値を追記</p>	<p>21 ページ</p>
	<p>用語解説</p>	<p>27 ページ</p>

**松本市の動物愛護管理に関する基本方針
(案)**

【第4回松本市動物愛護管理推進懇談会】

R5.5.25

令和5年 月

松本市

目次

第1 基本方針の概要	1
1 策定の背景と経緯	1
2 方針の位置付け	2
3 対象動物	3
4 検証・見直し	3
第2 動物愛護管理施策の推進に向けて	4
1 基本理念	4
2 基本的な考え方	5
3 推進体制	6
第3 取組方針	7
1 普及啓発活動	8
2 猫問題への対策	10
3 多頭飼育問題への対策	12
4 災害対策	14
5 動物取扱業者への対応	16
6 市の取組体制の構築	18
補足	20
資料	21
用語解説	27

第1 基本方針の概要

1 策定の背景と経緯

松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の人口推計では、令和2年（2020年）に24.1万人が、令和22年（2040年）には22.6万人となり、20年で約1.5万人減少する見込みとなっています。

人口減少と加速する少子化と高齢化に伴い、核家族や独居世帯の更なる増加など、社会構造の変化とともに、人々のライフスタイルもより多様化していくことが予想されます。

そうした中で、動物に対する価値観も様々であり、昨今、犬や猫などのペットを取り巻く環境も大きく変化しています。行政においては、これまで以上に社会の変化を的確に捉えた住民サービスの提供が求められます。

また、コロナ禍において在宅時間が増える中、新たにペットを飼い始める人が増加していると言われており、ペット市場での動物の販売価格が上昇しています。

一方で、飼育放棄やペットを手放す相談の件数が増加しており、動物の愛護や適正な飼養管理の普及啓発がますます重要となっています。

更には、近年、大地震や水害などの自然災害が多発しており、ペットなどの動物についても、平時における準備や心構え、発災時における飼い主とペットの同行避難や避難所で生活できる体制づくりが、喫緊の課題となっています。

このような中で、松本市は、令和3年4月に中核市に移行し、保健所を開設しました。これまで県が担ってきた、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」）及び狂犬病予防法の大部分の事務を、松本市保健所が担うこととなり、新たな体制で業務を開始しました。

松本市は、これまで積み重ねてきた経験や実績を基盤に、県から移譲された大きな事務権限を最大限に生かしながら、動物の愛護及び管理に関する施策（以下、「動物愛護管理施策」）を進めていく必要があります。

また、関係する団体の皆さまから、保健所を設置した松本市に期待を寄せる声を多くいただいています。

そうした経緯を踏まえ、今後の松本市における、動物愛護管理施策の取組みの方向性を市民の皆さまにお示しし、ペットをはじめとする動物への興味関心を持っていただくため、この基本方針を策定するに至ったものです。

2 方針の位置付け

この基本方針は、松本市の動物愛護管理施策の推進に向けて、今後の取組みの方向性を示すものです。

動物愛護管理法及び狂犬病予防法のもと、長野県の動物の愛護及び管理に関する条例、長野県動物愛護管理推進計画に基づき、松本市総合計画との整合を図りながら、5年、10年先の中長期的な視点を持って取組みを進めます。



3 対象動物

動物愛護管理法において対象となる動物は、犬、猫、牛、豚、鶏といった身近な動物のほか、人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類と定められています。

また、人が飼養管理を行う動物は、「伴侶動物」「展示動物」「産業動物」「実験動物」に分類されます。

この基本方針において対象とする動物の範囲は、伴侶動物(犬や猫などのペット)とし、それ以外の動物は補足で説明します。

人と動物の関わり

私たち人間が日々の生活を送る上で、動物は欠かせない存在です。

犬や猫などのペットは人の精神的な支えとなり、牛や豚などの家畜は人の食料として、研究施設のマウスやラットなどは医薬品の開発に役立てられ、動物園や水族館では生きものの生態を学んでいます。このように、私たちの生活は様々な場面で多くの動物に支えられています。

動物愛護管理法では、こうした動物の命を尊重するとともに、責任を持って正しく飼うことについてルールを定めています。近年では、アニマルウェルフェアと呼ばれる動物福祉の考え方が世界的に広まっており、肉体的・精神的苦痛の少ない動物の飼い方が求められています。

この基本方針では、動物の命と尊厳を守り、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえながら、とりわけ人々の生活に密接に関わる伴侶動物(犬や猫などのペット)に焦点を当てて、様々な課題にどのように対応していくかを示しています。

伴侶動物

犬や猫などのペット

展示動物

動物園などの動物

産業動物

牛や豚などの家畜

実験動物

研究施設などの動物

4 検証・見直し

この基本方針における各施策については、毎年度、取組みの進捗状況及び効果の検証結果を松本市動物愛護管理推進懇談会(以下、「懇談会」)に報告します。

動物愛護管理法の改正や、県の動物愛護管理推進計画の進捗状況などを踏まえ、5年を目途に、懇談会の意見を踏まえて基本方針の見直しを行います。

第2 動物愛護管理施策の推進に向けて

1 基本理念

松本市は、県の「動物の愛護及び管理に関する条例」の理念のもと、次の2点を、この基本方針における基本理念とします。

すべての市民は、「動物は命あるもの」であることを認識し、動物の尊厳を守るため、相互の理解を深めていきます

人と動物が共に生きていける地域社会の実現には、すべての市民の皆さんが、動物は命あるものとして、動物の尊厳を守っていくことが必要です。

動物が好きな人や苦手な人、動物を飼っている人や飼っていない人、立場や考え方など人それぞれですが、お互いに理解し合うことが大切です。

すべての動物の飼い主は、「動物を飼うこと責任」を果たすため、動物を適正に管理し、人の生命や地域の生活環境などへの危害を防ぐよう努めます

動物の命と健康を守り、地域社会で生活していくためには、すべての動物の飼い主の皆さんが、動物を飼うことに対して責任を持たなければなりません。

動物の種類や習性などに応じて、正しく飼うことに努めるとともに、動物が人の生命や財産に害を与えたり、周辺的生活環境に迷惑を及ぼすことのないよう努める必要があります。

長野県「動物の愛護及び管理に関する条例」

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現

少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がっています。

動物愛護の基本は、人においてその命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会の実現を目指します。

2 基本的な考え方

松本市の特色を生かして施策を推進します

特色1 地区・町会の自治力

松本市には、35の「地区」と、その中に約490の「町会」があり、生活上の課題を共有する地域の基本単位となっています。

地域づくりセンターとの連携により、地域住民の自治力を生かしながら、市民の生活環境の向上を目指します。

特色2 動物愛護団体やボランティアの実績

市内で先駆けて活動を始めた長野県動物愛護会松塩筑支部をはじめ、市民団体やグループ・個人など、多くの方々が、動物愛護の活動をされています。

動物の引取りや譲渡、正しい飼い方の普及啓発など、団体やボランティアの皆さまがこれまで積み重ねてきた実績を生かしながら、人と動物が共生できる社会を目指します。

特色3 市民に身近な保健所

基礎自治体である市が保健所を設置しているメリットを生かし、市民に身近な保健所として、地域をよく知る職員が相談・支援を担います。

高齢福祉課などの福祉部門、環境保全課などの環境部門、危機管理や農政など、庁内の関係部署と連携を図り、迅速かつ丁寧な市民サービスの提供を目指します。

関係機関や団体との連携・協働により施策を推進します

動物の愛護及び管理に関する取組みは、動物に対する愛護精神の普及啓発や、動物の正しい飼い方の周知、動物による地域住民の生活環境被害への対応、災害への対策など、幅広い分野に関係することから、行政の取組みだけでは限界があります。

動物愛護団体、ボランティア、獣医師、動物取扱業者、大学・専門学校など、関係機関や団体の皆さまと、これまで以上に連携を図りながら、協働により取り組んでいきます。

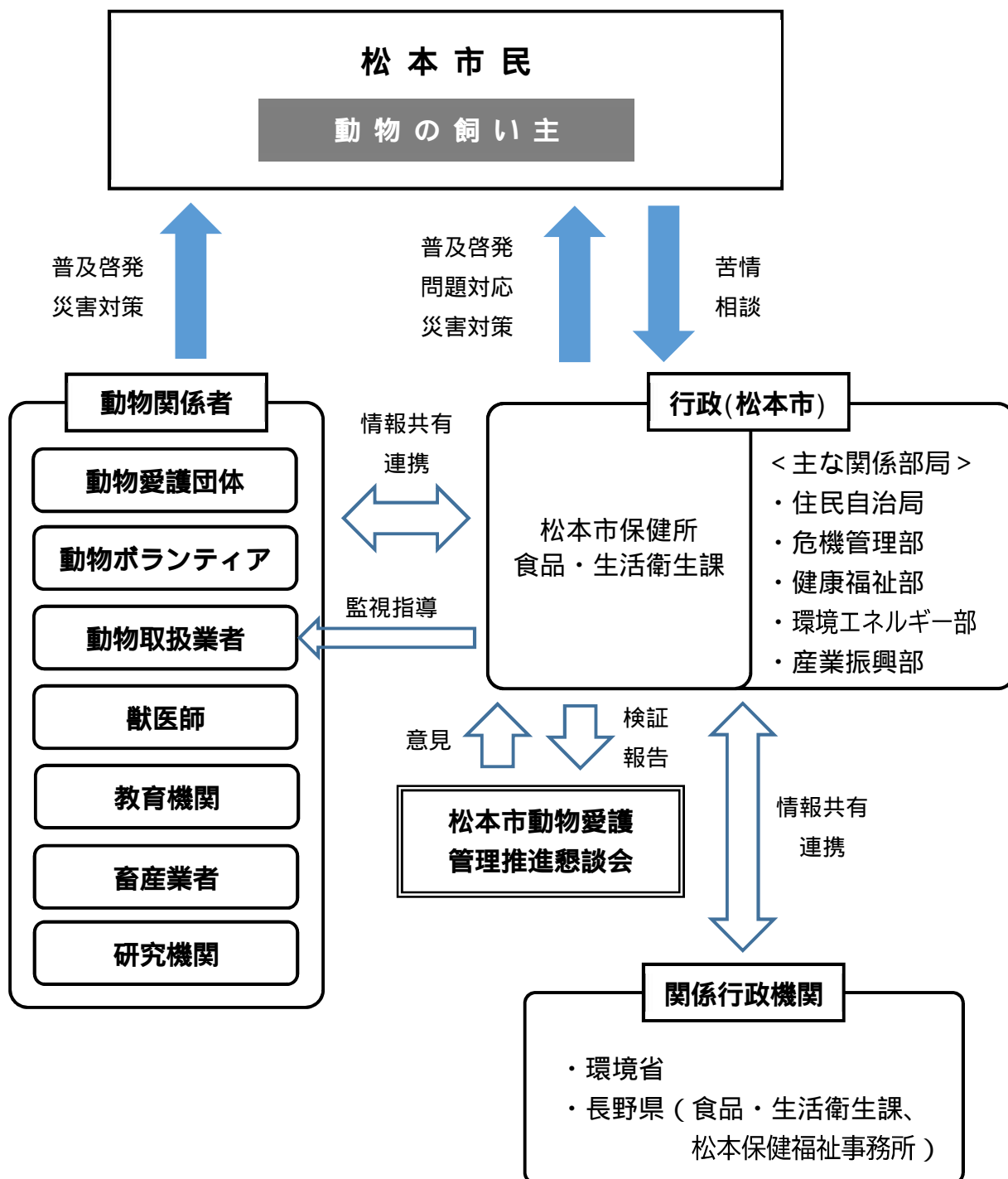
県の条例及び計画に沿って施策を推進します

松本市はこれまで、県の「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年条例第16号）」及び「長野県動物愛護管理推進計画（平成20年策定、令和4年度改定）」に基づき、取組みを進めてきました。

引き続き、県の条例及び計画に沿って施策に取り組んでいきます。

3 推進体制

松本市の動物愛護管理施策の推進に向けて、各主体が連携・協働して取り組み、様々な課題を解決しながら、人と動物が共に生きていける地域社会の実現を目指していきます。

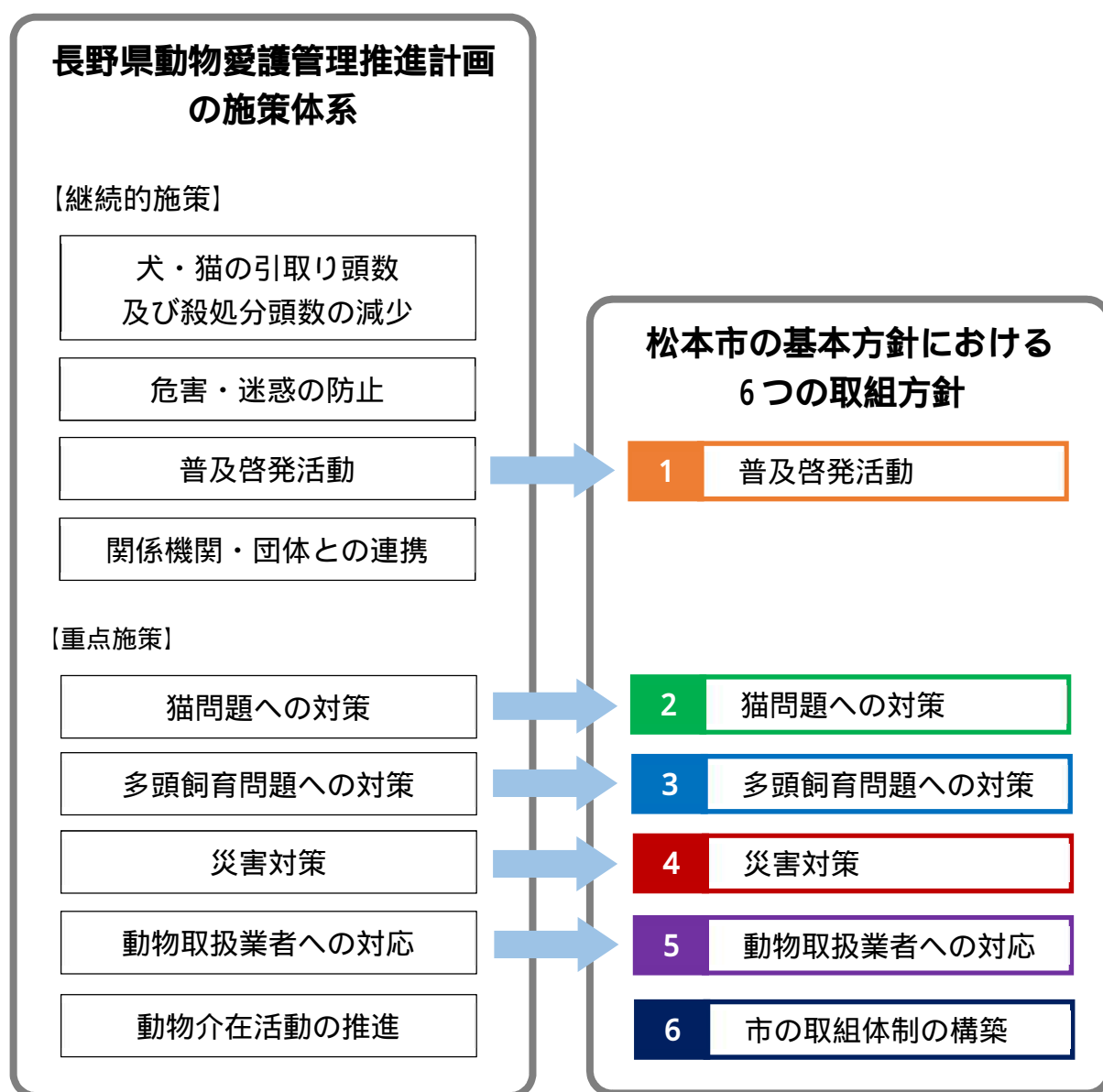


第3 取組方針

この基本方針では、松本市として特に重点的に取り組むべき施策を6つ挙げ、現状や課題に基づき、具体的な取組みの方向性を取組方針として定めました。

6つの取組方針は、長野県動物愛護管理推進計画における施策を踏まえ、松本市の地域性や特色を生かすものとしています。

なお、取組方針以外の施策については、これまでどおり、長野県動物愛護管理推進計画に基づき取組みを進めていきます。



1 普及啓発活動

市民の皆さんに動物愛護の精神を広め、動物の飼い主の皆さんに正しい飼い方を周知していく普及啓発活動は、動物愛護管理施策の根幹をなすものです。

動物ボランティアや動物愛護団体など、関係する方々との協働により、更なる普及啓発に取り組みます。

方針 対象者に応じて、様々な伝達手段を活用した普及啓発を進めます

市民や動物の飼い主、動物ボランティアや動物取扱業者など、周知が必要な様々な対象者に向けて、市が発信する情報を効果的な手段で伝達していきます。

広報まつもとや啓発チラシなど、これまでの紙媒体による情報発信に加えて、デジタル化を踏まえ、ホームページの充実やSNS等の活用を積極的に進めます。

方針 動物関係者との更なる連携により、共通認識を持って普及啓発を行います

松本市には、動物ボランティアや動物愛護団体、獣医師、動物取扱業者、教育関係者など、動物に関わっている方が多くいます。

関係する方々との情報交換を通じて互いに共通認識を持ちながら、動物の飼い主に向けて、動物の正しい理解や正しい飼い方などを普及啓発していきます。

方針 地域で活躍できる普及啓発の担い手を育成していきます

地域には、動物愛護推進員などのボランティアや、動物関連の資格を持った方々が居住しています。

動物の正しい飼い方や災害時の扱い方など、地域の皆さんに向けて普及啓発ができる人材の活用と育成を進めていきます。

現状（これまでの取組み）

- ・ ホームページ、広報まつもと、啓発チラシによる、動物の愛護や正しい飼い方
飼い方などの周知
- ・ 町会への啓発看板の配布による、犬の糞の放置対策の実施
- ・ テーマ別講演会の実施による、動物に対する正しい理解の周知

課題

- ・ 紙媒体に加えて、ホームページやSNSを活用した普及啓発が必要
- ・ 普及啓発を担う動物関係者との更なる連携が必要
- ・ 普及啓発の推進に向けて、地域に居住する人材の活用や育成が必要

主な取組み

< 市民や動物の飼い主に向けた普及啓発 >

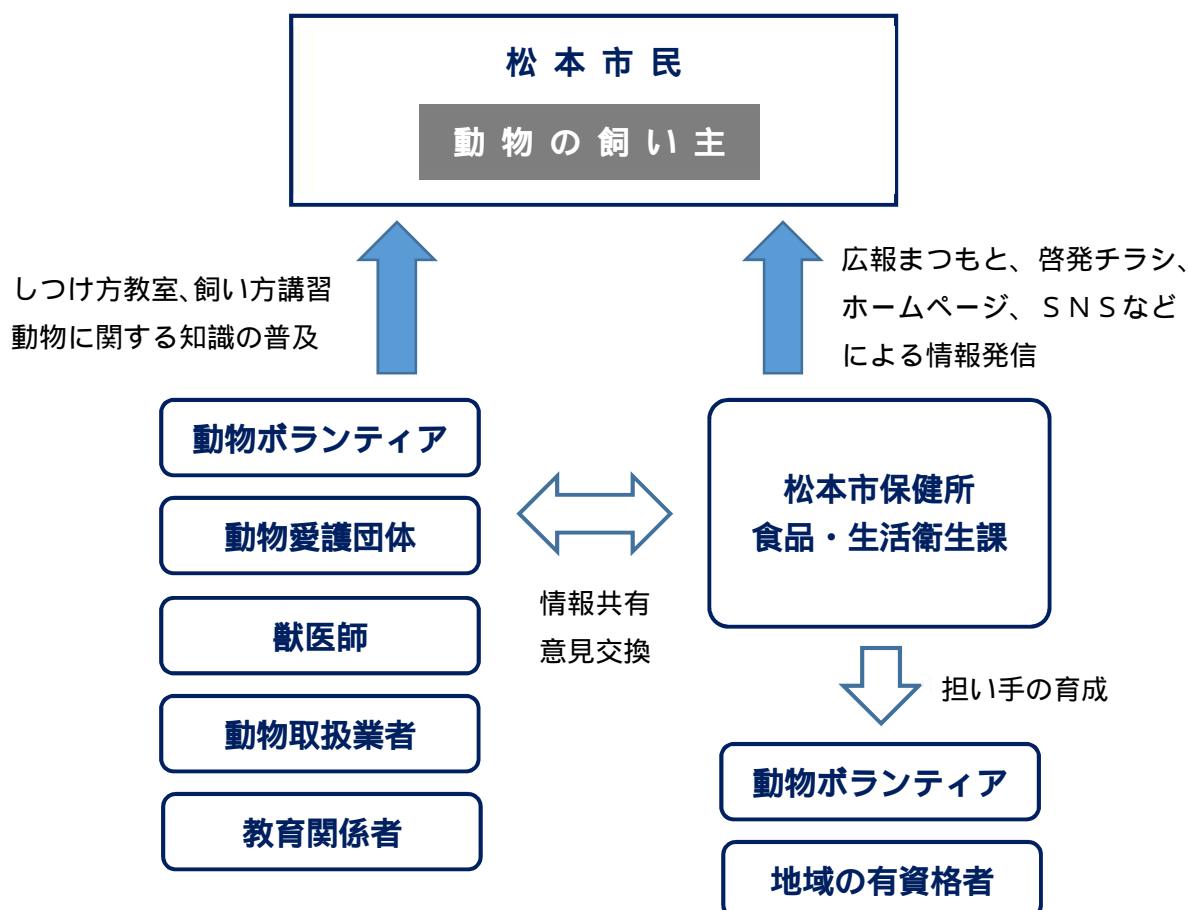
- ・ 広報まつもと、啓発チラシ、啓発看板、テーマ別講演会による情報発信
- ・ ホームページやSNSなどのツールを活用した情報発信

< 動物関係者との連携 >

- ・ 動物関係者との意見交換及び情報共有

< 担い手の育成 >

- ・ 人材活用の仕組みづくり、動物ボランティアの育成



2 猫問題への対策

猫の敷地内への侵入や徘徊、糞尿や悪臭など、住民の生活環境への被害が多発しています。飼い猫の正しい飼い方の周知のほか、いわゆる野良猫と呼ばれる飼い主のいない猫を減らすため、地域猫活動を推進するとともに、無責任な餌やりを行う住民に対して責任ある関わり方の理解を求めています。

方針 猫の飼い主に向けて、猫の習性を踏まえた正しい飼い方を周知します

もともと、飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられたり、増えたりしたものです。飼い主は、猫の習性を理解した上で、責任を持って飼うことが大切です。

屋内での飼養、不妊去勢手術の実施、首輪やマイクロチップなどの装着、最後まで飼い続ける責任を持つことなど、猫の正しい飼い方を周知していきます。

方針 飼い主のいない猫の減少を目指して、地域猫活動を推進します

地域猫活動は、飼い主のいない猫を放置するのではなく、地域住民が理解して協力し合いながら、「地域猫」として一定の管理と見守りを行う活動です。

飼い主のいない猫によるトラブルを減らしていくため、地域で生活している猫が与えられた命を全うできるよう、地域猫活動を推進していきます。

方針 飼い主のいない猫への責任ある関わり方について理解を求めています

飼い主のいない猫に無責任に餌を与え続けると、猫が住みつき繁殖するようになります。猫の数が増えると、迷惑に思う人が増えることにもなります。

猫が地域の嫌われ者にならないためにも、餌の与え方、不妊去勢手術、トイレの設置など、責任ある関わり方を周知し、理解を求めています。

現状（令和4年度の主な実績）

猫による生活環境被害の苦情件数	49件
飼い猫が行方不明になった通報件数	93件
猫の保護及び引取頭数	42頭
返還・譲渡頭数	31頭
殺処分・死亡頭数	11頭
地域猫管理活動支援事業補助金の活用による不妊去勢手術の実施頭数	158頭
メス猫の不妊手術	89頭
オス猫の去勢手術	69頭

課題

- ・猫の飼い主に向けて、猫の習性や生活環境を踏まえた飼い方の周知が必要
- ・地域住民の生活環境被害の減少に向けて、飼い主のいない猫を減らすため、地域猫活動の更なる推進と、飼い主のいない猫に対する扱い方の周知が必要

主な取組み

< 飼い猫 >

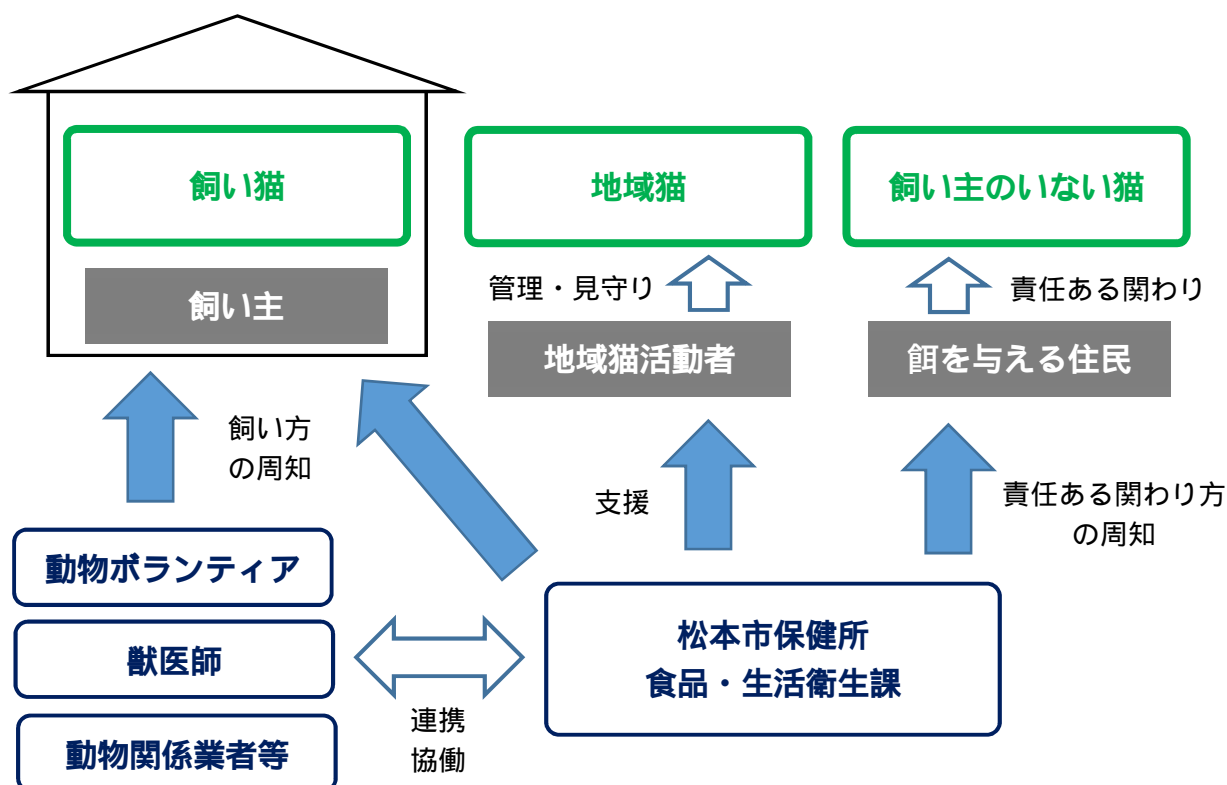
- ・猫の習性や生活環境に応じた正しい飼い方の周知、猫の困りごと相談への対応

< 地域猫 >

- ・地域猫活動の実態把握、地域猫活動の普及推進、地域猫の不妊去勢手術の促進

< 飼い主のいない猫 >

- ・餌を与える住民に対する責任ある関わり方の周知及び説明



3 多頭飼育問題への対策

犬や猫などのペットを多く飼いすぎてしまい、飼い主が管理できなくなることで、飼い主やペットの不衛生な環境での生活や、近隣住民の糞尿や悪臭などの被害が問題になっています。飼い主の経済的困窮や社会的孤立などの背景を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、問題の解決に取り組みます。

方針 「人」と「動物」双方の問題と捉え、多分野の関係者との連携・協働により取り組みます

問題には、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善、の3つの観点で対策を講じていくことが必要です。

動物関係者のみならず、社会福祉協議会やケアマネージャーなどの福祉関係者や、町会や民生委員などの地域関係者との連携・協働により取り組みます。

方針 保健所とボランティアが互いに強みを発揮し、協力し合い対応します

問題の探知、飼い主と動物の状況把握、飼い主への説明、動物の引取りなど、迅速に対応するためには、保健所とボランティアの協力が不可欠です。

一度に多数の動物を引き取る場合もあるため、引き取った場合の飼料や不妊去勢手術の費用など、ボランティアの負担軽減に向けた検討も必要です。

方針 飼い主の精神面への影響に配慮しながら、問題の解決に取り組みます

問題の解決に向けたペットの引取りにあたっては、飼い主の理解が必要になりますが、飼い主にとってペットの飼育が生きがいとなっていることもあります。

一度に多数のペットを引き取ることにより、飼い主の生活環境に大きな変化が生じることもあるため、飼い主の精神面に配慮しながら取り組みます。

現状（令和4年度の主な実績） 市保健所対応分

多頭飼育問題発生件数 （うち、前年度からの継続 1件）	13件
電話対応及び当事者への訪問回数	24回
問題への対応による動物の引取頭数	3頭
犬	0頭
猫	3頭

課題

- ・保健所や動物関係者のみでは、問題への対応に限界があるため、人の生活支援を担う福祉関係者や、地域の生活環境を知る地域関係者との連携が必要
- ・迅速な対応に向けて、保健所と動物ボランティアとの更なる連携が必要
- ・動物の飼養が生きがいとなっている飼い主の気持ちへの配慮が必要

主な取組み

<福祉関係者・地域関係者との連携>

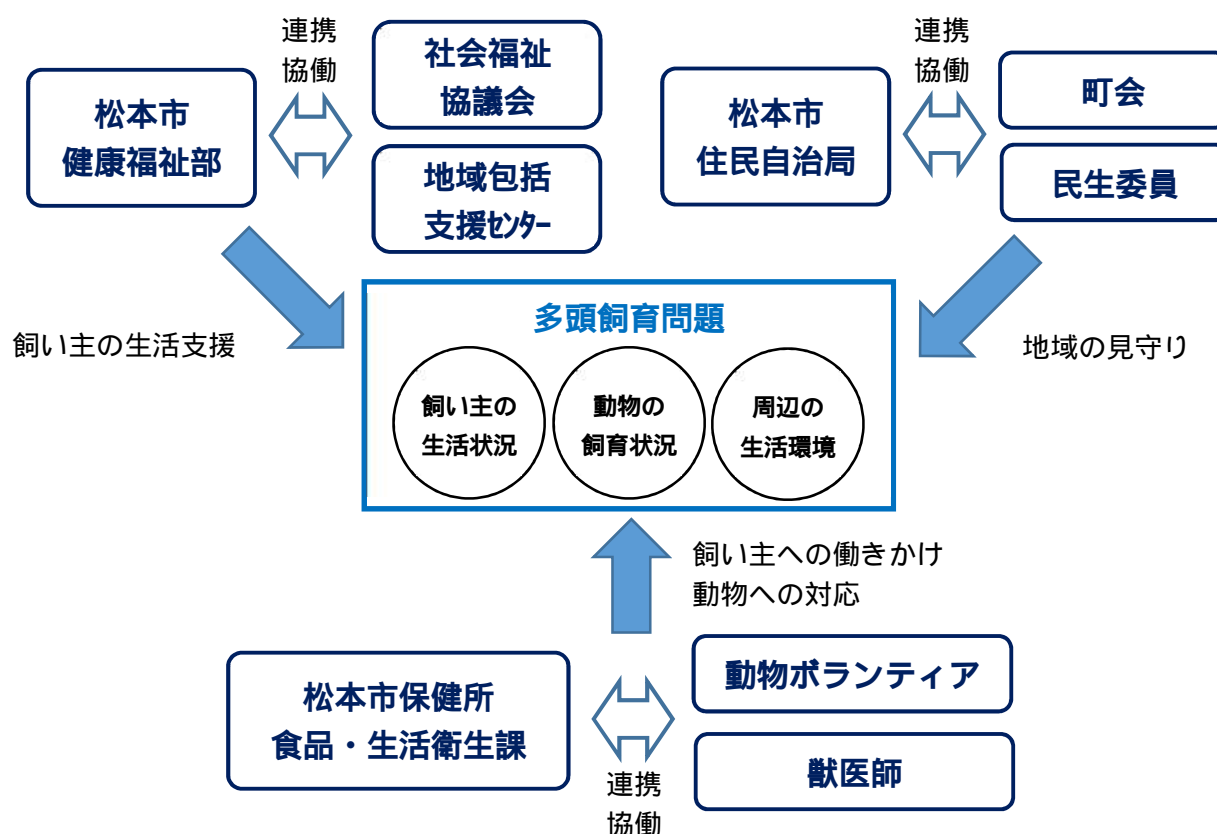
- ・社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの福祉関係者との対応方法の共有
- ・町会や民生委員などの地域関係者からの情報提供の体制づくり

<動物関係者との協力>

- ・動物ボランティアや獣医師などの動物関係者との迅速な対応に向けた情報共有

<飼い主への配慮>

- ・飼い主の精神面への影響の配慮、メンタルケアのための福祉関係部署との連携



4 災害対策

地震や大雨などによる災害発生時には、何よりも人命が優先されますが、ペットも家族の一員という飼い主も多くいます。ペットとともに災害を乗り越えるためには、日頃の備えとともに、発災時の迅速な対応が必要です。「自助」「共助」「公助」の3つの視点で対策を進めていきます。

方針 日頃の備えや災害発生時の対応など、飼い主の自助力を高めるための啓発を進めます

飼い主がペットと一緒に災害を乗り越えられるよう、飼い主の災害対応力を高めるため、日頃の備えや災害発生時の対応方法の周知に取り組みます。

また、自宅での生活が困難な場合には、飼い主とペットと一緒に避難する同行避難がスムーズに行えるよう、避難訓練等を通じた啓発を進めます。

方針 地域住民や動物関係者の共助の体制づくりを支援します

屋外犬や室内犬、猫、小動物など、様々なペットがあり、災害時には避難所や自宅、自家用車など、様々な場所で避難生活を送ることが想定されます。

地区や町会での指定避難所へのペットの受入体制づくりや、動物ボランティアなどの被災ペットへの支援体制の構築に協力していきます。

方針 被災したペットを救護するため、シェルター機能の整備を検討します

災害時においても、飼い主はペットの飼育に責任を持たなければなりません。飼い主と離れてしまった放浪ペットが発生することも考えられます。

野犬化した犬が地域住民に咬みつく恐れや、放浪状態の犬や猫による繁殖、糞尿被害の恐れがあるため、動物ボランティアや獣医師、動物取扱業者などとの連携により、放浪ペットを緊急的に預かる救護機能の整備を検討します。

長野県は、長野県獣医師会及び長野県動物愛護会と、「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」を結んでいます。

災害時には、協定に基づく救護活動に松本市も協力していきます。

現状（これまでの取組み）

- ・ ペットの飼い主向け災害対策パンフレットの配布
- ・ 松本市総合防災訓練における、長野県動物愛護会や長野県獣医師会と協働による、ペットの一時保護訓練の実施
- ・ 指定避難所でのペットの受入れに向けた、地区や町会の取組みへの支援と、準備用品（スターターキット）の紹介
- ・ 県との共催による、ペットの災害対策研修会の実施
- ・ ペット同伴避難所（ペットと過ごす避難所）の指定

課題

- ・ ペットの飼い主に向けた、平時における準備や心構えなどの周知
- ・ 地区や町会に向けた、指定避難所でのペットの受入体制づくりの周知
- ・ 災害時における飼い主とペットの支援体制の構築
- ・ 災害時に飼い主と離れてしまった放浪ペットの対策

主な取組み

< ペットの飼い主への周知 >

- ・ パンフレットやホームページ、SNSを通じた日頃の備えに関する情報発信

< 地区・町会への支援 >

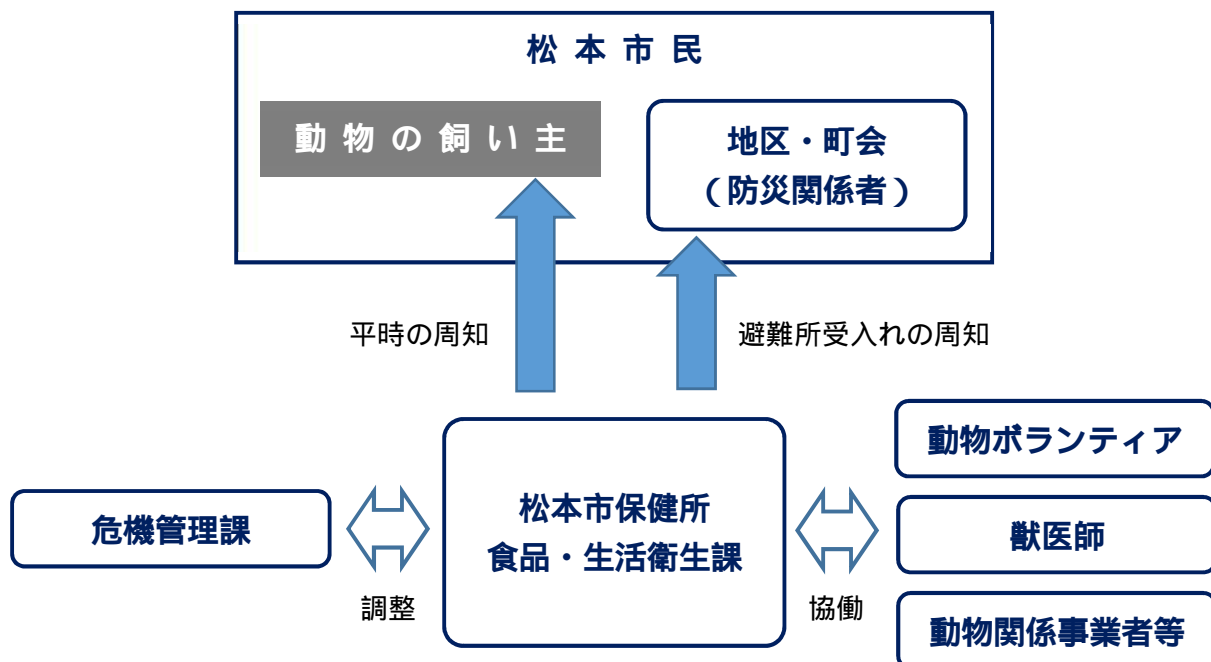
- ・ 指定避難所でのペットの受入体制づくりへの助言、スターターキットの普及

< 飼い主とペットの支援体制の構築 >

- ・ 動物関係者との防災訓練の実施及び協働体制の構築、災害対策研修会の開催

< 放浪ペットの救護 >

- ・ 放浪ペットの救護機能の検討



5 動物取扱業者への対応

動物取扱業には、ペットショップやペットホテルなどの営利を目的とする第一種動物取扱業と、一時保護シェルターを有する動物愛護団体などの非営利の第二種動物取扱業があります。

事業者の動物の適正な管理に向けて、法令に基づく監視指導を実施するとともに、事業者との情報共有や、利用者や関係者からの相談対応に取り組みます。

方針 事業者の特徴を踏まえ、法令等に基づき厳正かつ的確な監視指導を行います

動物取扱業には、第一種・第二種の業種と、販売、保管、展示などの種別があり、取り扱う動物の種類や頭数、施設の規模や人数など、事業所によって大きく異なります。それぞれの事業者の状況を踏まえた上で、動物愛護管理法及び監視指導要領に基づき、登録・届出情報との照合や遵守基準の確認など、重点項目を定めて監視指導を行います。

方針 事業者が動物を適正に管理できるよう、更なる情報共有を図ります

動物取扱業の事業者は、法令などに基づき、動物を適正に取り扱い、動物にとって負担の少ない生活を送ることができるよう管理する必要があります。

事業者からの動物の飼育や取扱いに関する相談への対応や、講習会などを通じた最新情報の提供を行いながら、更なる情報共有を図ります。

方針 事業所の利用者や関係者などの相談や情報提供に迅速に対応します

市民をはじめとする事業所の利用者や、事業所で働く従業員、事業所で動物の健康診断を行う獣医師など、動物取扱業には多くの人に関わっています。

利用者や関係者などの保健所への相談や情報提供に対して、事実確認や状況把握など迅速な対応に努めます。

現状（令和4年度の主な実績）

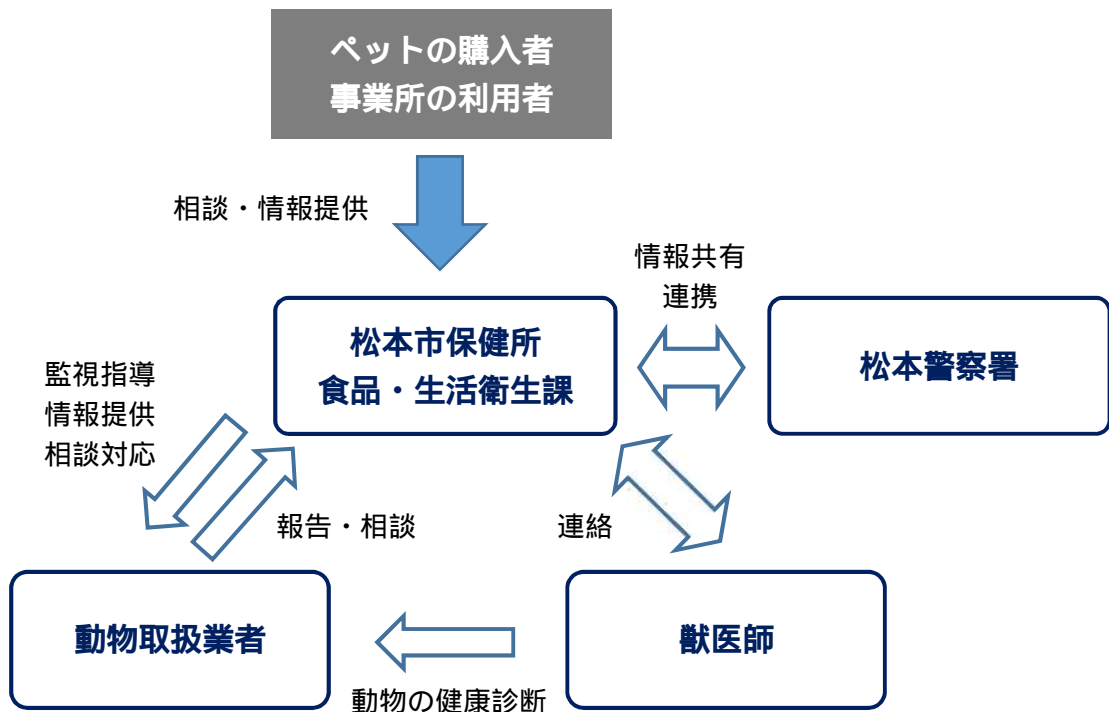
第一種動物取扱業		
登録件数	81事業所	106件
立入検査件数	37事業所	55件
第二種動物取扱業		
届出件数	8事業所	12件
立入検査件数	5事業所	8件

課題

- ・事業者による管理記録を確認するため、事前連絡を行い立入検査することから、形式的で画一的な監視指導にならないことが必要
- ・動物の適正な管理に向けて、これまで以上に事業者との情報共有が必要

主な取組み

- ・事業者に対して、動物愛護管理法に基づく監視指導の実施及び報告書の確認
- ・動物取扱業者からの相談対応、講習会などを通じた情報提供
- ・利用者や関係者からの相談対応、情報提供に対する事実確認及び状況把握



6 市の取組体制の構築

取組方針 1～5 に基づく各施策を効果的かつ効率的に実施していくためには、市職員の適正な配置と育成、動物愛護管理センター機能のあり方検討が必要です。

中長期的な視点を持ちながら、社会の変化や市民のニーズに応じた保健所の体制構築を進めます。

方針 将来を見据えながら、市職員の適正な配置と資質の向上に取り組みます

動物愛護管理センター機能を十分に発揮するため、愛玩動物看護師などの専門職の配置を検討します。

また、動物愛護の効果的な普及啓発や、動物の正しい飼い方の的確な指導のため、教育機関や研究機関などの協力をいただきながら、市職員の育成に努めます。

方針 時代の変化に対応していくため、動物愛護管理センター機能のあり方を検討します

松本市保健所は、動物愛護管理法に基づく動物愛護管理センター機能に基づき業務に取り組んでいますが、機能の更なる充実が求められています。

動物愛護管理の拠点として、時代のニーズに応じた環境整備に向けて、機能のあり方の検討を進めます。

動物愛護管理センター機能の6つの業務

(動物愛護管理法第37条)

動物取扱業の登録・届出、監督に関すること。

動物の飼養者や保管者への指導や助言などに関すること。

特定動物の飼養や保管の許可、監督に関すること。

犬や猫の引取り、譲渡などに関すること。

動物の愛護や管理に関する広報や啓発活動を行うこと。

その他、動物の愛護や適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

現状

【令和4年度の職員配置】

松本市保健所 食品・生活衛生課 動物担当職員（乳肉衛生業務を兼務）

正規職員：獣医師3人、事務職1人

会計年度任用職員：事務職2人 計6人

【専門研修】

- ・動物愛護管理行政研修会（環境省）
- ・動物由来感染症対策技術研修会（厚労省）
- ・動物愛護管理技術研修会（長野県） 年3～4回
- ・全国公衆衛生獣医師協議会 研修会
- ・全国動物管理関係事業所協議会 全国会議・調査研究発表会

【動物収容施設】

- ・犬舎 22 m²（収容可能頭数：成犬6頭）
- ・猫舎 16 m²（収容可能頭数：成猫3頭） 計38 m²

課題

- ・動物愛護センター機能の充実に向けた、専門職の配置と環境整備の検討
- ・監視指導などの実務経験や専門研修への参加を通じた人材育成

主な取組み

- ・必要な専門職の配置に向けた検討
- ・専門研修への積極的な参加
- ・動物愛護センター機能や災害対応機能など、環境整備に向けた検討

補足

動物愛護管理法では、人が飼養管理を行う動物として、犬や猫など家庭で飼われている「伴侶動物」、動物園やペットショップなどで飼われている「展示動物」、牛や豚など家畜として飼われている「産業動物」、教育や研究のために飼われている「実験動物」に分類されています。

補足では、本編の「伴侶動物」を除く、「展示動物」「産業動物」「実験動物」について説明します。

1 展示動物（動物園やペットショップの動物）

展示動物とは、動物園や水族館などの動物（動物園動物）、人とのふれあいや興行などを目的とした動物（触れ合い動物）、販売や販売目的の繁殖などのための動物（販売動物）、商業的な撮影などのための動物（撮影動物）をいいます。

動物園などの飼育環境は、動物本来の生息環境に比べると、単純で変化のないものとなり、**野生環境下で見られる多様な行動が発現できにくくなることから**、動物本来の習性に近い行動様式などの発現を図るよう、環境エンリッチメントの推進が求められています。

2 産業動物（牛や豚などの家畜）

産業動物とは、肉や卵などの食料、革製品などの衣類装飾品、畜力を利用した乗用・使役・競馬など、産業を目的として利用するための動物をいいます。牛、豚、馬、鳥などの家畜は、私たち人間の生活を**衣食住の面から**支えています。

アニマルウェルフェアと呼ばれる動物福祉の考え方として、家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病が**軽減され**、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながると言われています。

3 実験動物（教育・研究施設の動物）

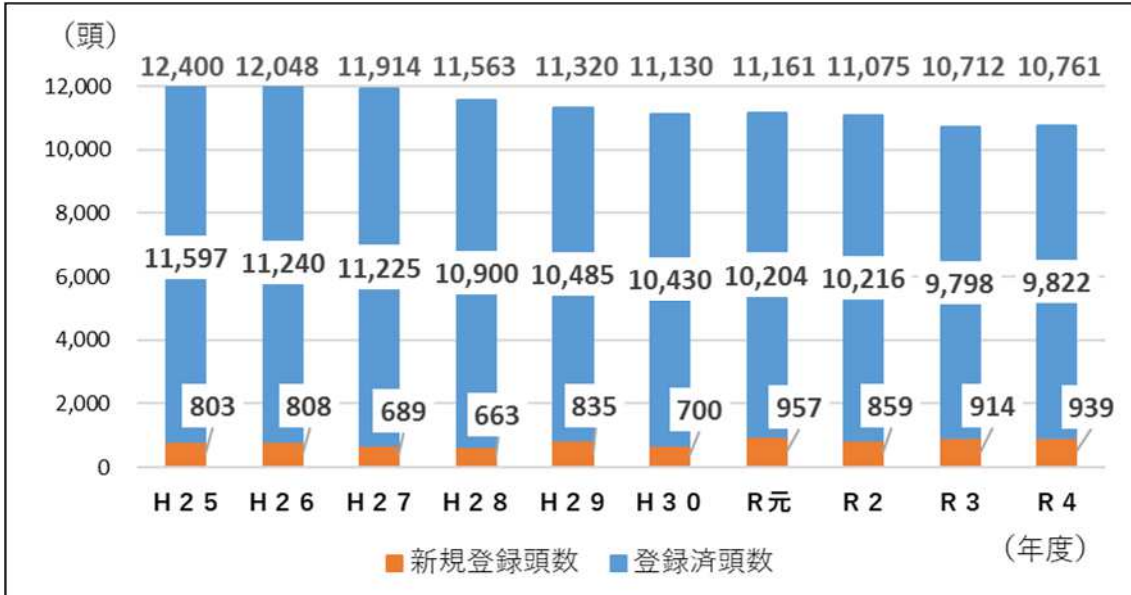
実験動物とは、教育や試験研究、生物学的製剤などを目的として、実験施設などで飼われている哺乳類、鳥類、爬虫類の動物をいいます。愛護動物以外の動物では、魚類、両生類、昆虫などの無脊椎動物も含まれます。

人の病気を治療するための医薬品開発といった、生命科学の進展や医療技術の発展において、マウスやラットなどの動物の利用は必要不可欠となっています。実験動物を利用するにあたっては、「代替法の活用」「使用数の削減」「苦痛の軽減」の3Rの原則を徹底し、動物の生理、生態、習性などへの配慮に努める必要があります。

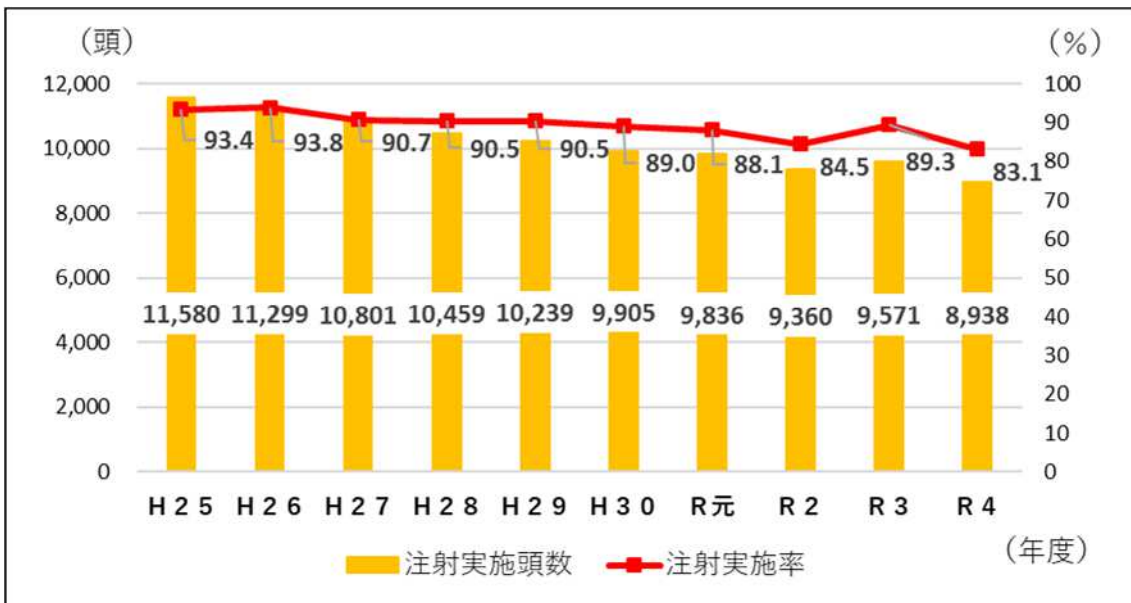
資料

1 犬の登録等

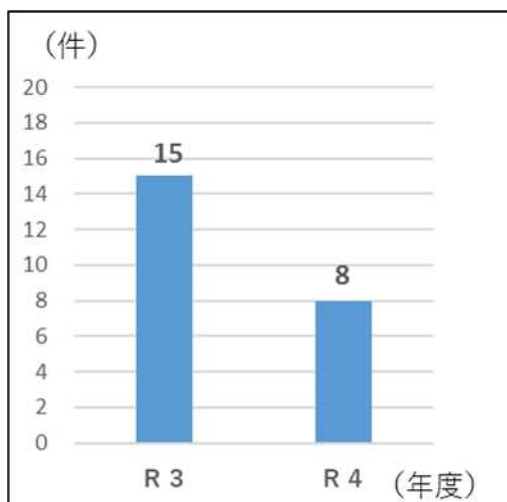
犬の登録頭数



狂犬病予防注射の実施頭数・実施率



犬の咬傷事故件数（市内）

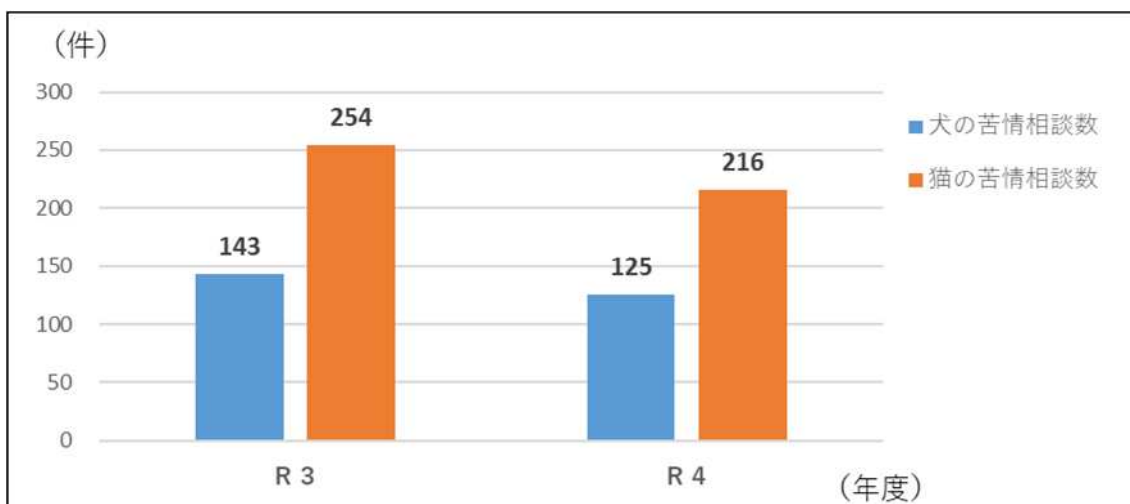


< 令和 4 年度の状況（件） >

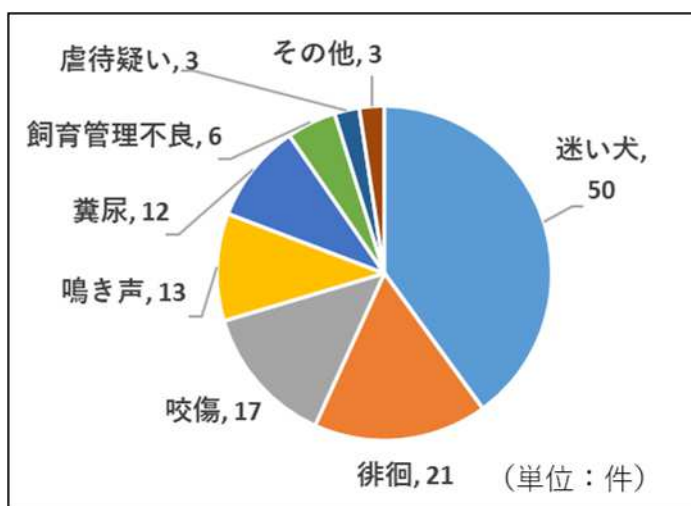
犬の状況	
係留中	5
未係留	3
被害者の状況	
通行中	3
配達・訪問の際	2
その他	3

2 犬・猫の苦情相談

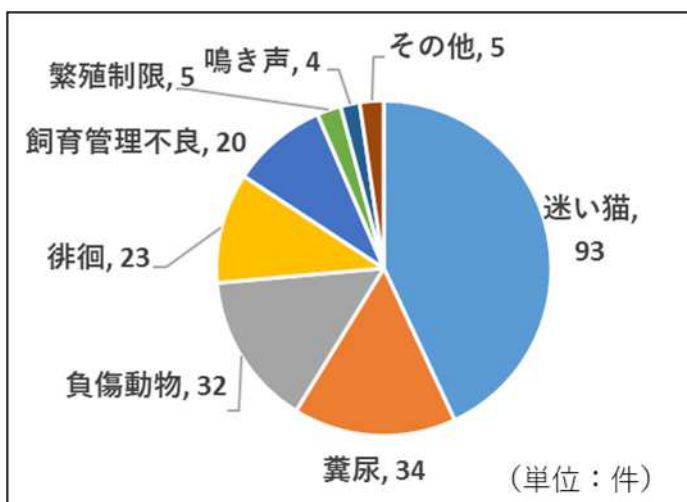
犬・猫の苦情相談件数



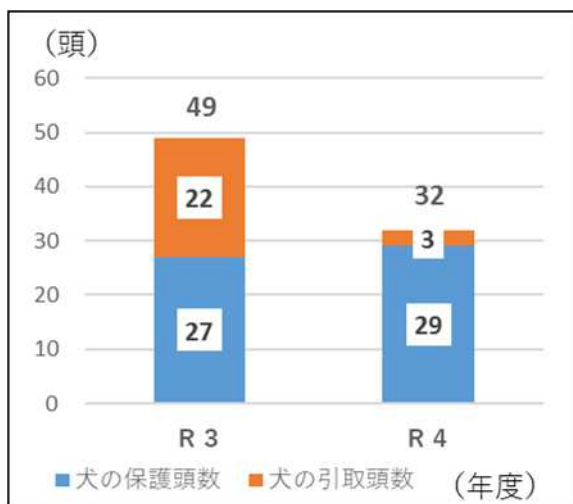
犬の苦情相談内訳（令和 4 年度）



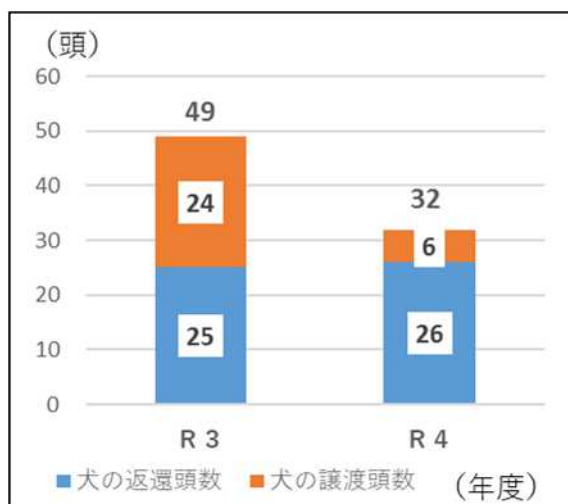
猫の苦情相談内訳（令和4年度）



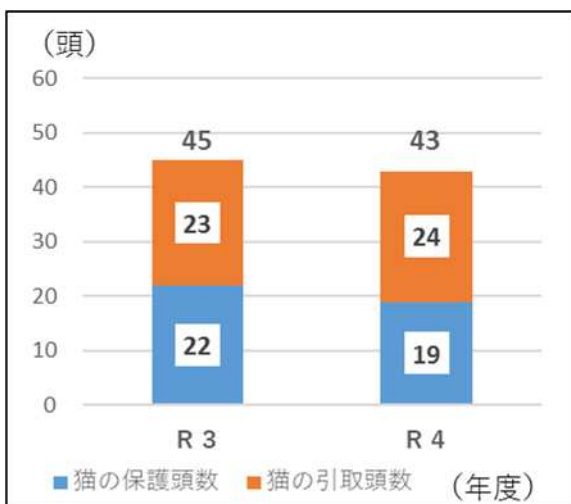
3 犬・猫の保護及び引取り、返還及び譲渡
犬の保護及び引取頭数



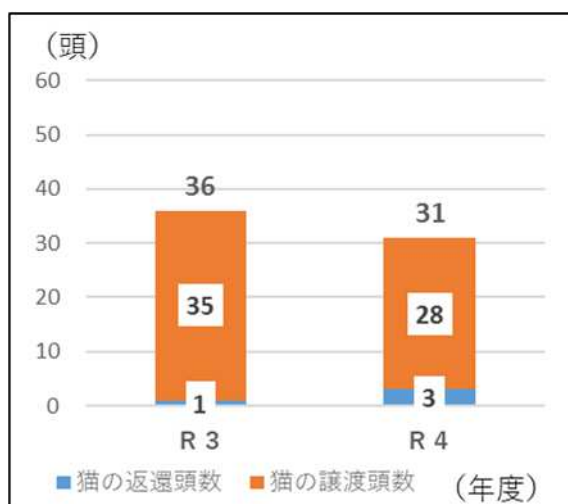
犬の返還及び譲渡頭数



猫の保護及び引取頭数



猫の返還及び譲渡頭数



4 犬・猫の殺処分及び収容中死亡頭数

犬の殺処分及び収容中死亡頭数（単位：頭）

	令和3年度	令和4年度
殺処分	0	0
収容中死亡	0	0
計	0	0

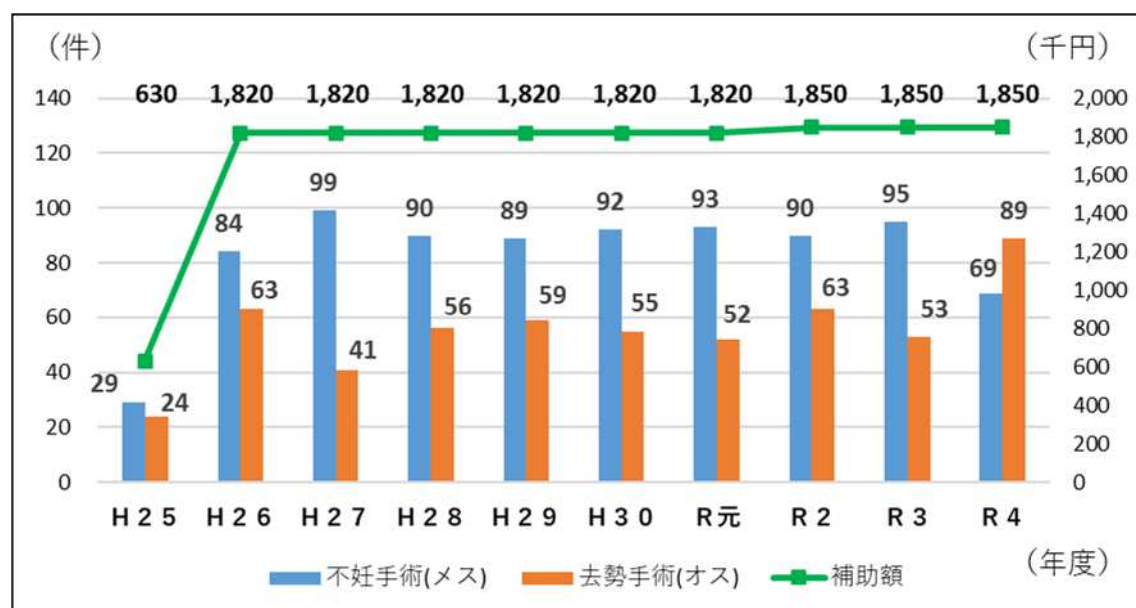
猫の殺処分及び収容中死亡頭数（単位：頭）

	令和3年度	令和4年度
殺処分	3	2
収容中死亡	6	9
計	9	11

< 殺処分理由(令和4年度) >

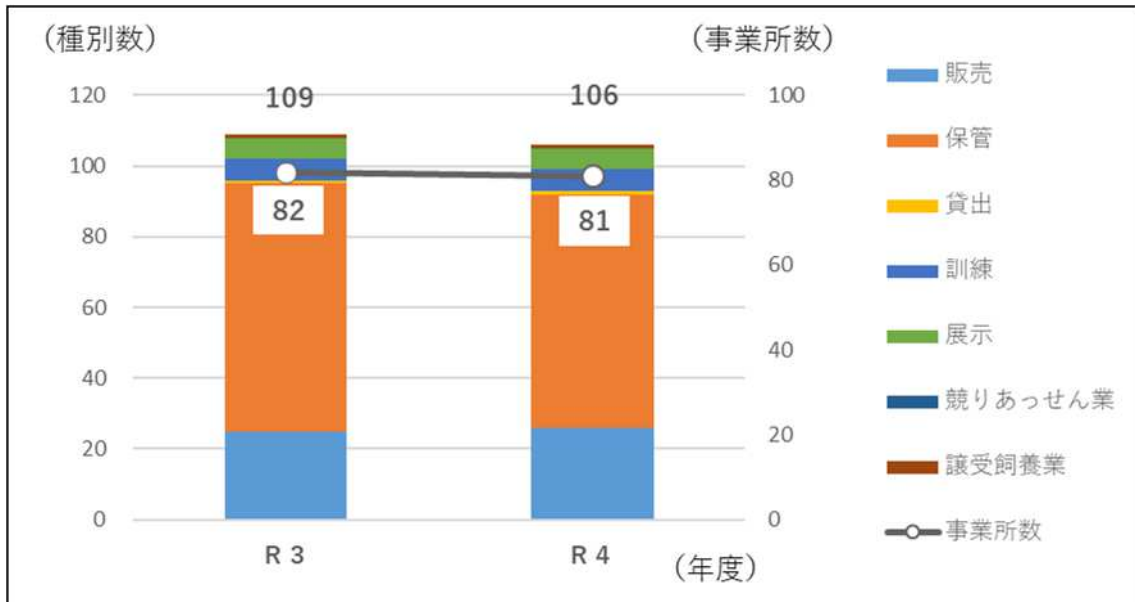
- ・疾患 1頭
- ・外傷 1頭

5 地域猫活動（地域猫管理活動支援事業補助金の実績）

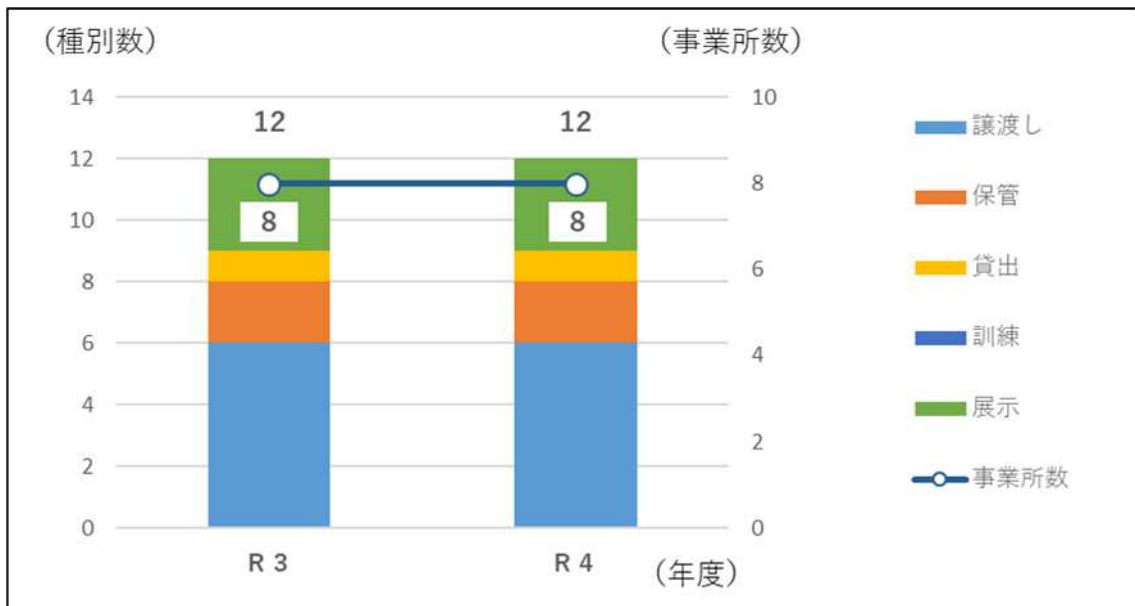


6 動物取扱業

第一種動物取扱業の登録状況

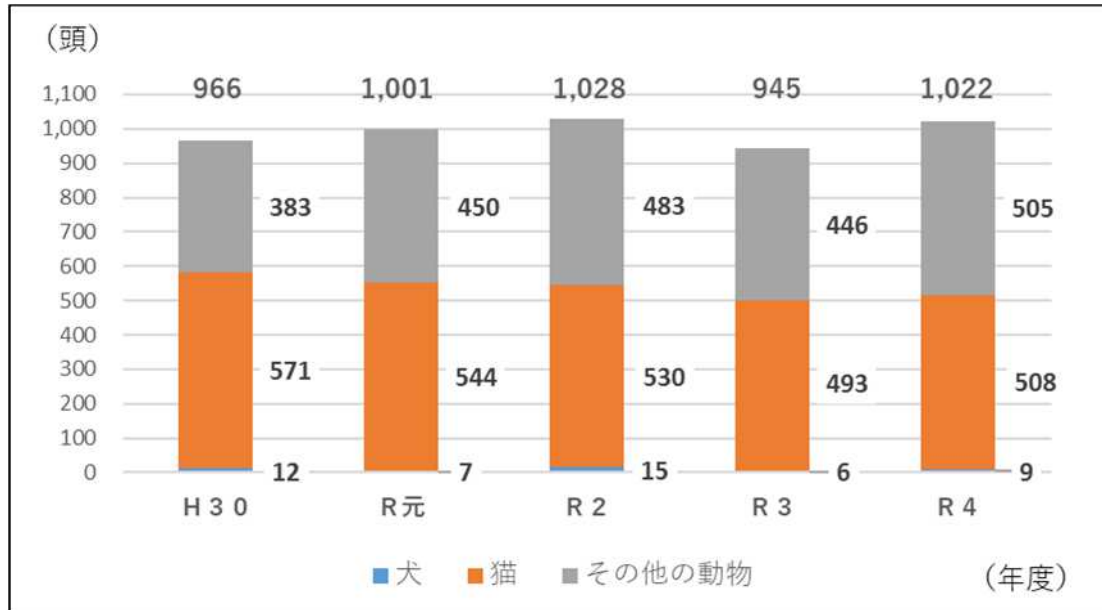


第二種動物取扱業の登録状況



7 路上死亡動物

路上死亡動物の収容数



その他の動物：タヌキ、キツネ、カラス、ハトなど

8 動物愛護推進員

松本市動物愛護推進員の人数及び活動状況（令和4年度）

人数	区分	活動内容(件)			
		適正飼育	繁殖制限	譲渡のあっせん	合計
20人	犬	149	59	3	211
	猫	156	107	123	386

9 特定動物

特定動物の飼養及び保管に関する許可施設（令和4年度）

施設数	飼養目的	種別	科名	種名	頭数
1	展示	中型のサル類	オナガザル科	ニホンザル	49

用語解説

	用語	解説
あ	アニマルウェルフェア	家畜を快適な環境下で飼育することにより、家畜のストレスや疾病を減らす取り組み。国際獣疫事務局（OIE）では、「動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态」と定義している。動物福祉、家畜福祉のこと。
か	環境エンリッチメント	動物福祉の立場から飼育動物の精神面に配慮し、飼養環境(施設、食物、遊具、社会など)を豊かにするように工夫を加えること。
	狂犬病	狂犬病ウイルスを原因とする、人と動物の共通する感染症。哺乳類全般に感染し、犬が咬むことなどにより人に感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%
た	第一種動物取扱業	動物の販売や保管などを営利目的で営む者。市長の登録が必要で、事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。 (販売) ペットショップ、ブリーダーなど (貸出し) ペットレンタル業者など (保管) ペットホテル、ペットのシッターなど (訓練) 訓練、調教業者など (展示) 動物園、水族館など (その他) 会場を設けた動物売買あっせん業(ペットオークション)、動物を譲り受けて有料で飼養する者(老犬老猫ホーム)など
	第二種動物取扱業	保管や貸出しなどを非営利で営む者。保健所への届出が必要 (譲渡) シェルターを有する動物愛護団体など (保管) シェルターを有する動物愛護団体など (貸出し) 盲導犬を無償貸与する団体など (訓練) 預かり訓練を行うボランティアなど (展示) 無料の動物園など
	動物愛護推進員	動物の飼い方相談、繁殖防止の助言、動物の譲渡あっせんなど、地域でボランティア活動を行う市の委嘱を受けた者
	動物取扱責任者	第一種動物取扱業の施設において、業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。市長が行う動物取扱責任者研修を年1回以上

		受講する義務がある。
	動物由来感染症	動物から人に感染する病気の総称で、現在、世界では150種類以上あり、日本では寄生虫による疾病を含めて数十種類あると言われている。
	特定動物	トラ、ニホンザル、タカ、マムシなど、人の生命や身体、財産に危害を加える恐れのある動物で、動物愛護管理法で約650種が選定されている。特定動物の飼養・保管を行う者は、市長の許可が必要
ま	マイクロチップ	2×12mmの細長いカプセル状の電子標識器具で、それぞれのチップに異なる15桁の番号が記録されている。動物の皮下に注入し専用のリーダー(読取器)で読み取り、番号を照合することにより、動物が迷子になった際に飼い主を探すことができる。